

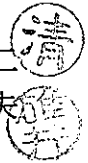
安八町告示第25号

安八町職員措置請求に係る監査結果について

令和2年1月20日付で提出された住民監査請求書〔安八町職員措置請求書（以下「請求書」という。）〕について、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第4項に基づき、監査した結果を下記のとおり公表する。

令和2年2月13日

安八町監査委員 清 伸二
安八町監査委員 碓井 昭夫



記

第1 監査の請求

1 請求人



2 請求書の受付

令和2年1月20日

3 請求の趣旨

請求人から提出された請求の趣旨及び事実を証する書面等は次のとおりである。
なお、請求の趣旨については原文のまま記載する。

監査委員は、安八町長に対し、平成30年11月15日、岐阜県道路整備懇談会の折のタクシー代 2,400円を補填するために必要な措置を講ずるよう勧告せよ。

(添付書類)

本件に係る事実証明として、次の書類が提出された。

1. 平成30年度 支出負担行為決議書兼支出命令書
2. 平成30年度 証拠書類貼付台紙
3. 令和元年8月23日付 安総第4390号 情報公開請求却下通知書
4. 令和元年8月23日付 安総第4391号 情報公開請求却下通知書
5. 令和元年8月23日付 安総第4392号 情報公開請求却下通知書
6. 伺い 支出命令の取り消しについて

- (平成27年度 大垣土木事務所との懇親会費)
7. 伺い 支出命令の取り消しについて
(平成28年度 大垣土木事務所との懇親会費)
8. 伺い 平成29年度一般会計予算執行における議会費の⑭使用料及び賃借料
(タクシー代) の戻入について
(戻入れ金額 175,250円)

第2 請求の受理

監査の実施にあたり、本件請求は、所定の形式要件は具備しているが、法第242条の要件に適合しているかどうかを慎重に判断する必要があったため、令和2年1月27日に清伸二監査委員並びに碓井昭夫監査委員の合議により、これを受理した。

第3 監査委員の判断 [法第242条の要件による判断]

住民監査請求は、法第242条の規定に基づき、町長や町職員等の違法・不当な財務会計上の行為又は怠る事実について、住民が直接その是正や防止、損害の補填を求めて監査委員に監査を請求する制度である。

本件請求で請求人は、平成30年11月15日、岐阜県道路整備懇談会の折のタクシー代 2,400円を補填するために必要な措置を講ずるよう勧告することを請求している。

このことから、本件請求は、財務会計行為を対象とした住民監査請求の要件を満たしていると判断し、監査を実施することとした。

第4 監査の実施

1 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対して、令和2年2月10日、法第242条第6項の規定に基づき新たな証拠の提出及び陳述（以下「陳述等」という。）の機会を設けた。

しかし、請求人は、監査委員による陳述等に関する説明や再三の諸注意に応じることなく、本件請求に限ると判断することができない主観的な主張を繰り返すばかりであった。

監査委員は、このような請求人の行為を「正当な理由なく陳述等を妨げる行為（以下「当該行為」という。）」と判断して、やむを得ず陳述等を取り止める旨を宣言

した。

以上のことから、監査委員は、請求人に対して陳述等の機会を与えたが、請求人による当該行為を理由に陳述等は取り止めとなった。

2 監査の実施

(1) 監査対象事項

法第242条の規定に基づき、本請求の趣旨のとおり公金の支出が違法若しくは不当であり、かつ、監査委員の判断がされた日において安八町に損害が現実に発生していたのか否かについて、令和2年2月10日に監査を実施した。

(2) 監査対象課

監査対象課を総務課とし、必要な資料の提出を受けるとともに関係職員から事情を聴取した。

第5 事実関係の確認

1 監査対象事項について

関係課（職員）からの事情聴取、関係資料の調査及び確認の結果、関連する事項を含め次の事項を確認した。

- (1) 平成30年9月20日付け「岐阜県道路整備懇談会（以下「懇談会」という。）の開催について（通知）」が岐阜県国道協会、岐阜県市町村道整備促進期成同盟会、岐阜県街路事業促進協議会、岐阜県無電柱化推進協議会 会長から安八町長（以下「町長」という。）に送達された。
- (2) (1)の内容は、「1 日時：平成30年11月15日（木） 受付16時45分～ 懇談会 17時15分～18時30分 / 2 場所： [REDACTED] / 3 テーマ：「道路整備に対する地域の思い」について（2～3分程度） / 4 参加者：県選出国會議員・岐阜県・県内市町村長・民間団体（商工会議所）・地域住民 / (略)」であった。
- (3) 町長は、岐阜羽島駅から東京駅までの間の移動に際し新幹線を利用して東京都に出張し、(1)にいう懇談会に出席した。
- (4) 町長が懇談会に出席する目的は、安八町の「道路整備に対する地域の思い」として、安八町第五次総合計画（以下「総合計画」という。）に掲げるまちづくりの実現のためには、県選出国會議員をはじめとする懇談会の出席者らの理解と協力が不可欠だと考えていたことから、安八スマートインターチェンジの効果を最大限に有効活用し魅力的なまちづくりを実現するために必要な課題等を懇談会の出席者らと積極的に意見交換をするためであった。

- (5) 町長は懇談会終了後、東京駅から岐阜羽島駅までの間の移動に際し新幹線を利用して帰町した。
- (6) 町長が岐阜羽島駅に到着したときは、大幅に職員の終業時刻が過ぎており公用車を使用することができなかったことから、町長は岐阜羽島駅から自宅(安八町東結)までの区間でタクシーを利用した。

第6 判断に当たっての関係法令等について

1 法第2条第14項

地方公共団体はその事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最小の経費で最大の効果を上げるようにしなければならない旨が規定されている。

2 法第232条第1項

地方公共団体は、その事務を処理するために必要な経費を支弁するものである旨が規定されている。

3 地方財政法第4条第1項

地方公共団体の経費は、その目的を達成するために必要な支弁をするものである旨が規定されている。

4 町長の権限及び職務について

町長は、地方公務員法第3条第3項第1号の規定による特別職であり、一般の職員とは違い、同法第4条第2項の規定により同法の適用を受けず、勤務時間や服務についての規定はない。

町長の権限及び職務については、法第147条で「普通地方公共団体の長は、当該地方公共団体を統括し、これを代表する。」、法第148条で「普通地方公共団体の長は、当該普通地方団体の事務を管理し及びこれを執行する。」と規定されており、その職務と権限は相当広範囲にわたるものである。

町長の行為が公務であるか否かについては、最高裁平成元年9月5日判決、最高裁平成18年12月1日判決から、以下の基準に従って判断すべきである。

- (1) 町長の行為が、特定の事務を遂行し対外的折衝を行う過程において具体的な目的をもってされるものであれば許される。
- (2) 上記(1)に該当しない場合であっても、①普通地方公共団体の住民の福祉の増進を図ることを基本として地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を果たすため、相手方との友好、信頼関係の維持増進を図ることを目的とする客観的にみることができ、かつ、②社会通念上儀礼の範囲にとどまるに限り、

当該地方公共団体の事務に含まれるものとして許容される。

5 最高裁平成2年4月12日第一小法廷判決・民集44巻第3号431頁

住民監査請求や住民訴訟の対象は公金の支出等6つの財務会計行為に(財務会計上の行為又は怠る事実)に限って認められており、財務会計行為以外の一般行政上の行為(非財務会計行為)は、たとえそれが違法なものであってもこれを対象とすることができない。

第7 監査の結果

本件請求については、次のように決定した。

本件請求で請求人は、「本件の出席者は安八町を代表して本件に出席しているはずであり、公費を使用する以上はこれらの書類を作成し会の内容や結果を記録し、これらの情報を今後さまざまな施策に活用できる状態にしておかなければならないことは言うまでもない。また、本件に関する復命されたものが何も残っておらず本当に本件に出席したのか、についても疑義が生ずるものである。公費の支出に際して疑義が持たれるものであれば、「伺い 平成29年度一般会計予算執行における議会費の⑭使用料及び賃借料(タクシー代)の戻入れについて」と同様に戻入れがされなければならないものである。」と主張している。

本件監査では、町長が懇談会に出席したことについて検討することとした。

懇談会に出席することの公務性についてだが、町長は懇談会で、第5 事実関係の確認/1 監査対象事項について/(4)のとおり、安八町の「道路整備に対する地域の思い」として、総合計画に掲げるまちづくりの実現のためには、県選出国會議員をはじめとする懇談会の出席者らの理解と協力が必要不可欠だと考えていたことから、安八スマートインターチェンジの効果を最大限に有効活用し魅力的なまちづくりを実現するために必要な課題等を懇談会の出席者らと積極的に意見交換をしており、そして、この意見交換は県選出国會議員への要望活動も兼ねていたことから、町長が懇談会に出席したことは公務であったと判断した。

以上のことから、本件請求で請求人が主張する、同/(6)に係るタクシー代の支出については、公務と認められる懇談会への出席、いわゆる東京都への出張に付随して支出されたものであることから、その正当性の主張に合理的な理由があり、町に損害を与えるものでないと判断した。

なお、請求人が請求の理由3の後段で主張している、「安八町支出負担行為の整理区分に関する規則 別表第1「7旅費」の「支出負担行為に必要な書類」に「請求書、旅行命令書」と規定されているが、本件の支出負担行為には「旅行命令書」は無く、安八町支出負担行為の整理区分に関する規則で規定されている「支出負担行為に必要な書類」が備わっていない違法もしくは不当な公金の支出である。」についてだが、これは行政事務のあり方を指摘しているものであって、法第242条

第1項の趣旨に該当するものではないと判断したことから本件監査では検討しないこととした。

併せて、請求人は、請求書中、請求の理由にて、「出席者相互で行われた意見交換に関する復命された書面や、会の目的が達成されたことを証する書面や、会の結果がどのように町政に反映されたか分かるものを組織的に用いるために職務上作成していなければこの支出は認められないものである。」としているが、監査にて客観的事実と整合し、その信用性を覆す事情がない場合には、手控えや記憶を根拠として事実を認定することに差し支えないものと判断した。

よって、請求人の主張には理由がないと判断し、これを棄却する。

第8 監査委員の意見

なし。